

# 市内中小企業者が行う インターンシップに補助金を交付します

市では、若者の市内就職・定着を目的に、**求職中の学生（高校、大学、専門学校等を今年度又は翌年度に卒業予定で求職中の者）又は若手求職者（令和8年3月31日時点で30歳未満で求職中の者）を対象**にインターンシップを実施した**市内事業者に対して**補助金を交付します。

## ◆ 補助金の額 : 最大10,000円（1人当たり）

(1,000円×日数) ※日数は10日間が上限

※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方へのインターンシップの場合は、最大**30,000円（一人当たり）**を補助します。（3,000円×日数）

## ◆ 補助対象者

- ・ 交付申請日時点で市内に事業所を有し、営む事業者であること
- ・ 公共職業安定所に「雇用保険適用事業所設置届」を提出していること
- ・ 市税を滞納していないこと 等の条件を満たす「中小企業者」

## ◆ 補助対象事業

- ・ 実施期間の半分を超える日数を職場での就業体験に充てること
- ・ 求職活動の一環として2日間以上実施すること
- ・ 募集要項等にインターンシップの情報を公開していること
- ・ 補助金の交付決定日以降に実施し、年度内に完了すること  
等の条件を満たすインターンシップ

## ◆ 申請方法

交付申請書に下記の書類を添付し、産業政策課へ書面で提出してください。

※予算に達した時点で受付を終了いたしますことを御了承ください。

- ・ 雇用保険適用事業所設置届の控え
- ・ 募集要項等インターンシップの内容が確認出来る書類
- ・ 法人にあっては、直前の事業年度の法人税申告書の写し。個人事業主にあっては、直前の所得税確定申告書の写し又は住民税申告書の写し（※法人税申告書であれば別表1、所得税の確定申告書であれば第1表を提出してください。）。

## ◆ 申請期間

令和7年5月1日（木）から令和8年1月30日（金）まで

※詳細は、ホームページ等を確認してください。（ID：11226）

## 【問合せ先・申請先】

渋川市 産業観光部 産業政策課 商工・産業振興係（第二庁舎）（電話：0279-22-2596）